

# 海陽町立海南小学校 学校いじめ防止基本方針

(改訂版)

平成30年3月

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

## 2 基本理念

- いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として実施されなければならない。
- 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。
- いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または、身体に重大な危険を生じさせうるものである。

この基本理念の下、本校では、かけがえのない存在である児童一人一人が、元気で明るく生活し、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意をもって取り組んでいくこととする。特に、いじめの予防と早期発見に重点的に取り組んでいくとともに、いじめが発生した場合には、児童の尊厳を最大に重視し、町教育委員会や地域、家庭、警察、南部子ども女性センター等の関係諸機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

### 3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「海南小学校いじめ対策委員会」を設置する。組織の構成員は次のとおりとする。

○校内構成員：校長・教頭・教務主任・養護教諭・特別支援コーディネーター  
生徒指導主任・人権教育主事・研修主任・学級担任  
(場合により個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって、その関係の深い教員も加える)

○校外構成員：スクールカウンセラー，特別支援巡回相談員，警察，町役場保健環境課職員，町主任児童委員，南部子ども女性センター相談員，牟岐町青少年健全育成センター，学校関係者評価委員

※ 必要に応じ助言を得ることとする。

#### 【対策委員会の具体的な取り組み内容】

- ・いじめ防止基本方針の修正
- ・いじめに係る情報収集と事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定
- ・いじめ防止基本方針に沿った実践と検証
- ・いじめ発生に係る全教職員への情報提供
- ・該当児童への指導，該当保護者への対応
- ・外部組織への協力要請，場合によっては警察への通報
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

### 4 いじめ防止のための具体的取り組み

#### (1) 教職員による指導について

- ① わかる授業づくりを進め，すべての児童が参加・活躍できる授業づくりの工夫を進めるとともに，教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進によって児童の社会性を育み，さらには，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ② 児童が円滑に他の児童と心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規則正しい態度で授業や行事に参加できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ③ 一人一人の児童が活躍でき，自分がしたことを感謝されてうれしかった，自分は頼りにされている，誰かの役に立っている，みんなから認められていると感じ取ることができる機会を数多く提供し，児童の自己有用感が高められるように努める。また，集団の中で協力し合う活動や，困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けることで，自分は大切な存在である，自らは価値ある存在であると認め，自他ともに受け入れることができる自己肯定感を高められるように努める。
- ④ ストレスを感じた場合，それを他人にぶつけるのではなく，運動・スポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育てる。(レジリエンスの育成)

- ⑤ 児童に対して、インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために、情報モラル教育を充実し、インターネット上のいじめ等への対策を図るとともに、携帯電話安全教室等を行い、情報モラルの向上に関する指導の充実を図る。
- ⑥ インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。インターネット上の不適切な書き込み等については、消去することは非常に難しく、事案によっては刑法上、民事上の責任を負う可能性があることを理解させる。
- ⑦ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員全員による共通理解を図る。また、児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ⑧ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うとともに子供達一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努める。
- ⑨ 休憩時間中における児童の言葉遣いや態度及び遊び内容等に注意を払い、不適切な場合はその場で指導をし、終礼や職員会議でも取り上げ、教職員間で共通理解を図るなど、迅速な対応に努める。

## (2) 家庭・地域社会との連携

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の公表により、保護者や地域住民との連携を深める。
- ② 学校だよりを活用したいじめ防止の啓発
- ③ P T A活動、地域活動を通して子どもとの関わりを大切にしていく。
- ④ 参観日の学級懇談における話題の提供と話し合いによる課題の共有。
- ⑤ 児童の子ども会行事や地域行事への参加促進。

## (3) いじめの早期発見

- ① いじめにつながる児童のささいな言動に教職員一同のアンテナを張り巡らせ、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ② 全児童を対象とした定期的な「アンケート調査」、「個人面談」、「教育相談」の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、児童からの相談に対しては、迅速に対応する。
- ③ 一人一人の児童の表情の変化、健康状況、学級での日記・作文等の記述から児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握する。
- ④ 終礼・職員会、年4回の校内研修における「児童理解」を通して、情報交換を密にし、未然防止のための組織的な判断を行うようにする。
- ⑤ 児童、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、スクールカウンセラー、相談室等の利用について広く周知する。いじめの情報が寄せられたときは、情報を速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告し組織的な対応をとる。

## 5 いじめ発生への対処および教育相談体制

いじめの訴えや情報及び兆候があったときは校長の指示のもと、「学校いじめ対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童の心身のケア、加害児童の指導など問題の解消に向かう。なお、いじめが犯罪行為として取り扱うべきものと認められる場合には海陽町教育委員会と連携を図り、牟岐警察署と相談して対処をする。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (1) 教職員の対応

- ① いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策委員会」と直ちに情報を共有する。その後、当委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ② いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど児童の安全を確保する。
- ③ いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも着目し、当該児童の安心・安全に配慮するとともに健全な人格の発達を促すため、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ指導を行う。また、その状況に応じて心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。なお、保護者には正確に伝え理解を得るよう努力する。
- ④ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて関係諸機関に援助を求める。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑦ いじめの解消は安易ではないので、次の二つの要件が満たされているか十分に確認し、「解消している」状態と判断をする。

#### ア、いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、すくなくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「学校いじめ対策委員会」の判断で、より長期の期間を設定することができる。

#### イ、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

「学校いじめ対策委員会」は、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

## (2) P T A及び関係機関等との連携および相談体制

① 学校だけでの解決が困難な場合には、P T Aや関係諸機関と連携し、学校と家庭、地域が一体となり組織的に連携・協働する体制を構築する。

### ○海陽町教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導，保護者への対応方法
- ・関係機関との連絡調整

### ○警察や牟岐町青少年健全育成センターとの連携

- ・生命や心身または財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

### ○福祉関係との連携

- ・スクールカウンセラー，特別支援教育巡回相談員の派遣要請
- ・徳島県教育委員会総合教育センター特別支援相談課への相談依頼
- ・南部こども女性センター，町役場保健環境課等関係機関への相談依頼

### ○医療機関との連携

- ・精神保健，精神症状に関する相談
- ・精神症状についての治療，指導・助言

## (3) より実効性の高い取組を実施するための措置，評価

① 「学校いじめ対策委員会」を中心に適切に機能しているかどうかを点検・評価し，必要に応じて見直すなど，PDCA サイクルで効率的な検証を行う。

② 校内研修を充実させ，組織的かつ迅速な対応方法を確認しながら常に改善をめざした取組を進める。

## 6 重大事態への対処

いじめ事案が次の状況にある場合には，重大事態として校内での一次対応後，直ちに校長が海陽町教育委員会に報告し，指導・助言のもとに適切な対処にあたる。

### (1) 重大事態についての判断基準

- 児童の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・児童が精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・高額な金品を奪い取られた場合
- 児童が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・いじめが原因と考えられる年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は，状況により判断する

### (2) 重大事態発生時の報告，連絡体制

#### ①一次対応

発見者 → 担任や養護教諭等 → 学年主任・生徒指導主任・人権教育主事  
→ 教頭 → 校長 → 学校いじめ対策委員会

#### ②二次対応

校長 → 海陽町教育委員会 → 海陽町長  
牟岐警察署

## 7 いじめ防止に向けた教職員年間校内研修計画と指導計画

月	校内研修内容	学校行事等での児童・保護者に対する指導
4	学校いじめ防止基本方針周知 児童理解, いじめ防止対策委員会組織作り と年間計画	対面式（1年生を迎える会） 授業参観・学級懇談会・PTA総会, 家庭訪問
5	問題行動共通理解	遠足（1～5年）, 修学旅行（6年） PTA環境整備作業, 全校音読, 全校体育
6	児童・保護者へのアンケート調査と結果分析 児童理解	郡体操発表会に向けての放課後練習（5・6年） プール清掃, 水泳学習活動, 授業参観 PTA学年対抗球技大会, 全校音読, 全校体育
7	1学期の児童の学校生活評価 指導経過の評価	水泳学習, 地域子ども会活動, 水泳教室, 宿泊学習（4・5年） 郡水泳能力検定会に向けての放課後練習（5・6年）
8	休み中の校外生活巡視 2学期への指導計画改善	校外補導, 町内文化財巡り（6年）, 海部川体験（4年） 個人懇談
9	夏休み中の児童の生活点検評価 2学期の指導方針周知	運動会
10	児童理解	遠足（全校） 郡陸上記録会に向けての放課後練習（5・6年）
11	アンケート調査と結果分析。	授業参観（人権教育）, 人権集会 , 防災避難所巡りウォークラリー 郡音楽発表会に向けての練習（6年）, 全校耐寒駆け足
12	2学期の学校生活評価 指導経過の評価 休み中の校外生活巡視	校内マラソン大会, 郡音楽発表会（6年） 個人懇談
1	冬休み中の生活点検評価 3学期への指導計画改善	全校体育
2	児童理解 アンケート調査と結果分析	学習発表会 小中高合同学校周辺ボランティア清掃活動 PTA 認知症サポーター養成講座研修会
3	1年間の取組点検評価 改善と次年度の計画	卒業生を送るつどい, バイキング給食（6年） 卒業式練習 卒業式

<参考資料>

★いじめのサイン例

場 面	サ イ ン
校 内	<p>急な体調不良を訴える。                      遅刻・早退・欠席が増える。また、その理由を明確に言わない。                      提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。                      担任が教室入室後、遅れて入室してくる。                      保健室・トイレによく行くようになる。                      教材等の忘れ物が目立つようになる。                      机周りが散乱している。                      学用品に落書きされたり、教科書・ノートの汚れが目立つ。                      教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。                      持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされる。                      用のない場所にいることが多い。                      ふざけあっているが、表情がさえない。                      衣服の汚れが目立つようになる。                      一人で清掃している。                      急にあだ名で呼ばれ始める。壁などに落書きをされる。                      発言や言動に対して皮肉を言われたり、失笑を浴びる。</p>
家 庭	<p>登校しぶり、転校希望、外出回避。                      学校や友人のことを話さなくなったり、教師や友達への批判が増加する。                      家族のお金が紛失したり、金遣いが荒くなる。                      電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断ったりする。                      長時間の長電話や、過度に丁寧な対応の口調で話す。                      衣服の不必要な汚れ、体への傷やいたずらされた痕跡がある。                      保護者来校、教師の家庭訪問を拒絶する。                      過度なインターネット、SNSへの関わりをする。                      成績が下がる。学習時間が減る。                      登校時間になると体調不良を訴える。                      部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする。</p>
校外生活	<p>登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。                      ぽつんと一人で登下校したり、故意に遅れて登下校したりしている。                      地域の公園や道路、空き地等に一人でぽつんとしている。                      コンビニエンスストアや地域内の商店で、物品や飲食料をおごらされている。万引きをする。(させられる。)                      自転車など持ち物にいたずらをされたり、傷つけられる。                      遊ぶ友達が急に変わる。</p>

※ これらのサインが認められたときには、「学校いじめ対策委員会」で話し合い、全教職員で課題を共有し合い対処方法を協議するとともに、児童保護者に対して早期対応を行う。